

令和7年4月10日付け公告の内容

県営飯沼第1機場地区土地改良事業（農業用排水施設）を施行申請するにあたり、土地改良法第85条の3第4項の規定に基づき、関係市町長と協議をするので、同法第85条第6項の規定により公告する。

なお、同法施行規則第57条の2の2第2項に規定する事項は、次のとおりとする。

令和 7 年 4 月 10 日

坂東市沓掛3606
茨城南総土地改良区
理事長 鈴木 功

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営飯沼第1機場地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の概要

2 縦覧の期間

令和7年4月10日から令和7年5月20日まで

3 縦覧の場所

坂東市役所のウェブサイト

4 意見書の提出方法

当該事業計画の概要に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、意見ある者の住所、氏名を記載した意見書を提出すること。

5 意見書の提出先

坂東市沓掛3606
茨城南総土地改良区
理事長 鈴木 功